

豊田市コンサートホール・能楽堂友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、豊田市コンサートホール・能楽堂友の会（以下「友の会」という）とする。

(目的)

第2条 友の会は、豊田市がコンサートホール・能楽堂において行う音楽公演等の鑑賞機会を通して、会員相互の交流及び芸術・文化の向上に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員とは、本規約を承認の上、入会の申込み及び会費の納入をし、かつ、友の会が入会を認めた者とする。

2 会員の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般会員 個人単位の会員とし、会員資格の有効期間（以下「会員期間」という）は3年間とする。
- (2) 団体会員 団体単位の会員とし、会員期間は、1年間とする。
- 3 会員資格の有効期間は、入会日から3年後の前月末までとする。
- 4 会員を継続しようとする場合は、所定の時期（有効期間の満了月）に会費を支払うものとする。

(会費)

第4条 会費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般会員 2,000円（3年間）
 - (2) 団体会員 10,000円（1年間）
- 2 会費は申込書(入会時のみ)と合わせて、現金で友の会事務局窓口まで持参、又は最寄りの金融機関から支払うものとする。
- (会員証)

第5条 会員には、入会手続き完了時に会員証を発行し、発行した会員証は、会員期間が満了するか又は退会手続きがなされるまで、会員資格を証するものとする。ただし、第10条第2項の規定により会員資格を消失した場合は、この限りではない。

2 会員証は会員のみ利用できるものとする。

(会員特典)

第6条 会員は次に掲げる特典を受けられるものとする。

- (1) チケット割引 豊田市コンサートホール・能楽堂主催公演において指定する公演のチケットを、指定の販売所・イン

ターネットにおいて、一般会員は1公演につき1人最大2枚まで、団体会員は1公演につき15枚まで1割引の料金で購入できる。

(2) チケットの優先予約 豊田市がコンサートホール・能楽堂において主催又は指定する公演等のチケットを、指定の販売所・インターネットにおいて、一般発売日前に購入予約することができる。ただし、予約の時期については公演ごとに友の会が決定する。

(3) 情報の提供 機関紙等の送付を受けられる

(4) 前各号に掲げる主たる特典以外に、随時、友の会が設ける附加的な特典

(チケットの購入・予約)

第7条 会員は、ホール窓口においてチケットを購入又は予約しようとするときは、会員証を提示するものとし、電話によりチケットを予約しようとするときは会員番号と氏名を申し出るものとし、インターネットによりチケットを予約しようとするときは、あらかじめ登録したメールアドレスとパスワードでログインするものとする。

2 会員が予約チケットの郵送を希望する場合は、友の会は、代金の入金を確認のうえ、会員の登録住所宛にチケットを送付するものとする。ただし、チケットの送料は会員の負担とする。

(会員証の紛失・盗難等)

第8条 会員が会員証を紛失し又は盗難にあったときは、直ちに友の会に届け出るものとする。この場合、友の会は会員証の再発行手続きを行うこととし、これに要する経費は、当該会員の負担とする。

2 会員が紛失・盗難その他の事由により、会員証を他人に利用されることにより生じた損害については友の会はその責を負わない。

(届出事項の変更)

第9条 会員は申込書の記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を友の会に届け出るものとする。

2 会員は、前項の届出がないために友の会からの送付書類が延着又は不到着となっても、異議を申し出ることにはできないものとする。

(退会等)

第10条 会員の都合により退会するときは、友の会に退会の届出をするとともに会員証を返還するものとする。ただし、会員期間の途中に退会する場合であっても、会費は返還しないものとする。

2 友の会は会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申し出をした場合
- (2) 会費及びチケット代金の支払いを怠った場合
- (3) 本規約に違反した場合

(会計)

第11条 友の会の運営に関する経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 豊田市の負担金
- (3) その他の収入

2 友の会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第12条 友の会の運営に関する事務の取扱いは、豊田市コンサートホール・能楽堂友の会事務局が行う。

2 事務局はコンサートホール・能楽堂内に置く。

(規約の変更)

第13条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとする。

附 則

この規約は平成10年5月24日から適用するものとする。
この規約は平成16年4月10日から適用するものとする。
この規約は平成21年4月1日から適用するものとする。
この規約は平成22年2月1日から適用するものとする。
この規約は平成25年4月1日から適用するものとする。
この規約は平成31年4月1日から適用するものとする。